なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者が、任意で工事実施に伴う騒音等による影響を調査しており、その結果によると、いずれの項目においても規制基準を満足するとされているが、起業者は、必要に応じて低騒音・低振動型機械を使用し、周辺の生活環境等に配慮しながら工事を実施することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

起業者が、平成25年８月に任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

また、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているアカザ、メダカ及びカマキリ、準絶滅危惧として掲載されているミサゴ、トノサマガエル、クロマルハナバチ、アブラボテ及びモノアラガイ等が確認されている。アカザ、カマキリ、ミサゴ、トノサマガエル、クロマルハナバチ、アブラボテ及びモノアラガイについては、周辺に同様の生息環境が広く残されることなどから、影響は小さいとされている。水路に生息するメダカについては、生息環境が一部改変されることから、専門家の指導助言を受け、必要に応じて適切な保全措置を講じることとしている。

植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているタコノアシ及びカワヂシャ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、無堤で河道が狭小なことなどから、流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、輪中堤により住家を水害から防御し、本件目標流量を安全に流下させることを主な目的として築堤を行うものであり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の施行方法については、申請案のほか、申請案より山側に築堤する案及びそれらの中間に築堤する案の３案について検討が行われている。申請案と他の２案とを比較すると、申請案は、取得必要面積は最も多いものの支障物件がないこと、隣接する鉄道敷地の地盤改良の必要がなく施工性に優れること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道及び農業用水路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、無堤で河道が狭小なことから、流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、本件目標流量を安全に流下させ、流下能力の向上を図るため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、福知山市長を会長とする由良川治水促進同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　京都府福知山市役所

○東北地方整備局告示第二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月十一日　　東北地方整備局長　小池　　剛

一　施行者の名称　岩手県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十三年東北地方整備局告示第五十四号盛岡広域都市計画公園事業六・五・一号総合運動公園

三　事業施行期間　自平成二十三年三月二十八日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第七十八号

利根川水系に係る指定区間外の一級河川利根川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。）第六条第一項の区域を次のように指定する。

平成二十六年三月十一日　　関東地方整備局長　深澤　淳志

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局利根川上流河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

次の図面の黄緑色で着色した部分に該当する土地の区域

（図面省略）

附　則

河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十六号）第十三条の規定により、河川保全区域の指定があったものとみなされた、明治四十五年五月十日付け埼玉県告示第百四十五号に係る土地のうち、次の図面の黄色で着色した部分に該当する土地の区域は廃止する。

（図面省略）

○環境省告示第三十一号

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第二十一条第一項の規定に基づき、公害医療機関の療養に関する規程（昭和四十九年環境庁告示第四十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月十一日

環境大臣　石原　伸晃

第七条中「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第七十四条において準用する第十九条第二項」の下に「、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第三条の十八第二項若しくは同基準第百八十二条において準用する第三条の十八第二項」を加える。